



公益社団法人栃木県産業資源循環協会 協会だより

〒320-0043

宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3F

TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017

<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

第53回理事会を開催

令和2年12月4日(金)午後5時から、宇都宮市の中村において第53回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事20名が出席し、諸議題を審議しました。その概要をお知らせいたします。

主な議題は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 賀詞交歓会の開催

新型コロナウイルス感染者数が増加傾向であり、県内外の各種団体の開催状況や感染者の推移状況を注視するため、開催の有無について三役に一任することとなりました。

※後日、臨時三役会を開催し、県内外の様々な各種団体の忘年会・新年会の開催状況や参加者及び御来賓の皆様の健康と安全を考慮し、今年度の開催について中止することを決定しました。

(3ページ参照)

2. 労働安全衛生に関する研修会の開催

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度の開催は中止することを決定しました。

3. 新規加入会員の承認

正会員1社の加入申込みについて、承認されました。

<正会員>

(収集運搬業)

剋真建設株式会社

代表取締役 小林 克男

〒321-4325 栃木県真岡市田町1515-4

TEL 0285-82-9311 FAX 0285-82-9313

【報告事項】

①令和2年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰

加藤副会長が、令和2年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰「産業廃棄物関係事業功労者表彰」を受賞されたことを報告しました。

②反社会的勢力排除のための研修会の開催結果

9月24日(木)宇都宮市のパルティにおいて開催された概要等について報告しました。

③産業廃棄物処理業における実務研修会の開催結果

9月29日(火)宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて開催された概要等について報告しました。

④一般社団法人栃木県環境美化協会との意見交換会の開催結果

10月7日(水)宇都宮市の栃木県立美術館普及分館において開催された概要等について報告しました。

⑤関東地域協議会の開催結果

10月8日(木)東京都千代田区のホテルグランドパレスにおいて開催された概要等について報告しました。

⑥会員の異動

代表者変更等があった会員の説明を行い、令和2年11月24日(火)現在の正会員は196社、賛助会員は24社、合計220社であることを報告しました。

⑦今後の日程

主な今後の行事予定について報告しました。

⑧当協会青年部活動報告

直近の活動状況及び今後の予定等について報告しました。

【その他】

①令和2年度 会員名簿

②会報「協会だより(1月号)」の広告掲載

③当協会ホームページのリニューアル

④公共工事における廃棄物由来の再生骨材等の積極的利用

令和2年度 循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰 加藤副会長が【産業廃棄物関係事業功労者表彰】を受賞しました

当協会の加藤和弘副会長が、長年にわたり会員の資質向上や適正処理の推進に努め、産業廃棄物業界の発展と循環型社会の形成に寄与されたことが評価され、令和2年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰「産業廃棄物関係事業功労者表彰」を受賞されました。なお、今年度の表彰式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止になりました。

<功績内容>

加藤副会長は、長年の経験と実績が評価され、平成26年理事に就任。平成30年から副会長として会長を補佐し、協会運営の重責を果たしておられます。さらに、(公社)全国産業資源循環連合会関東地域協議会建設廃棄物対策委員として、処理料金等の適正価格を確立するため、建設廃棄物処理・処分価格実態調査を取り纏めるなど、建設廃棄物の適正処理、再資源化の推進を図っておられます。

自社の株式会社日環においては、豊富な知識と経験を活かして、社業の発展に貢献。循環型社会の形成に向け、徹底した再資源化を推進するため、収集運搬、中間処理、最終処分の一貫処理体制を確立するほか、ISO14001を認証取得し、環境への負荷の低減を実現するため、環境マネジメントシステムの継続的改善に取り組んでおられます。



【加藤副会長】

令和2年度 地域環境保全功労者等環境大臣表彰 山本副会長が【地域環境保全功労者表彰】を受賞しました

当協会の山本久一副会長が、長年にわたり廃棄物処理業を通じた資源循環への取組等のほか、災害ボランティアや地域への社会貢献活動などを積極的に取り組み、環境保全の推進に尽力していることが評価され、令和2年度「地域環境保全功労者」を受賞されました。なお、今年度の表彰式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止になりました。

<功績内容>

山本副会長は、阪神淡路大震災から災害ボランティアとして積極的に参加し、災害廃棄物の撤去や下水道のライフラインの復旧にあたるほか、一般家庭の土砂等の撤去にも従事し、被災地の復旧・復興に大きな役割を果たすなど、環境保全活動に尽力しておられます。

また、地域への社会貢献活動の一環として、毎日会社周辺の清掃活動を行うほか、平成29年からは毎年地元の小学校に出向き、環境問題への関心や理解を深めるために、子どもたちにごみ分別の重要性やパッカー車（ごみ収集車）の仕組み、操作作業などを体験しながら学ぶ環境出前授業を行っておられます。



【山本副会長】

新年賀詞交歓会 開催中止のお知らせ

当協会では毎年1月に賀詞交歓会を開催しておりますが、県内外の各種団体の忘年会・新年会の開催状況や参加者及び御来賓の皆様の健康と安全面を考慮し、今年度の開催を中止させていただきます。

例年、御参加いただいている皆様には誠に申し訳ございませんが、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

産業廃棄物処理業者のための産業廃棄物適正処理講習会について ～選ばれる産業廃棄物処理業者になるために～

産業廃棄物処理業は、「環境を守り、産業を支える」という重要な役割を担っており、循環型社会を推進するために欠かせない社会インフラです。近年大きく変化する社会情勢の中で、排出事業者からの信頼を得て、「選ばれる産業廃棄物処理業者」の立場を確立するためには、廃棄物処理法に従った適正処理の方法を十分に理解することが重要です。

そこで、県内の産業廃棄物処理業者の皆様を対象として、産業廃棄物の適正処理に関する講習会を開催します。参加希望の方は、公益財団法人栃木県環境保全公社 (TEL028-622-7654)までお問合せください。

1. 開催日時及び会場

- (1) 日時 令和3年1月15日（金）14:00～16:00
- (2) 場所 宇都宮市立南図書館（ザザンクロスホール）宇都宮市雀宮町56-1
- (3) 定員 200名

2. 講習内容

- (1) 「選ばれる産業廃棄物処理業者になるために」 【講師】大岡 健三 氏
 - (2) その他
- 受講料は無料です。

— 暫定講習会の御案内 —

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターでは、新型コロナ感染拡大防止の観点から、「講義」をインターネットを活用して自宅等からパソコンで講義動画を視聴し、「試験」を会場で受験する2段階式による「暫定講習会」を開催しております。

暫定講習会の受講をご希望の方は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページからお申込みください。お問合せ先：TEL03-5275-7115

【栃木県の暫定講習会の試験日程】

○更新 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日程	時間	開催場所	定員
令和3年1月27日（水）	13:30	コンセーレ 1F 大ホール（宇都宮市）	75
令和3年1月28日（木）	13:30	コンセーレ 1F 大ホール（宇都宮市）	75

○特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日程	時間	開催場所	定員
令和3年1月27日（水）	9:50	コンセーレ 1F 大ホール（宇都宮市）	75
令和3年1月28日（木）	9:50	コンセーレ 1F 大ホール（宇都宮市）	75

こんな時、どうするの？ アルバイトに運転させて大丈夫？

今月号は、協会にあった相談事例を紹介します。今回も、実際にやり取りをした形式でご案内します。

Q：産業廃棄物の収集運搬を行っているが、実際に運搬する車両を社員ではなく、アルバイトに運転させて問題がないか。以前、公共事業の業務を受託した時に、雇用関係にあることを確認するため、保険証の提示を求められたことがあった。アルバイトに運転させて良いか教えてほしい。

A：当然協会で判断するには難しいので、栃木県に確認したところ次の通りでした。
許可がある会社の指揮監督権が及んでいれば、社員でなくとも問題ないと回答でした。

Q：廃塗料、廃インキは、液状のもの、どろどろの状態の物、固まってしまったものもありますが、産業廃棄物のどの種類に該当しますか。

A：固まって固形状の物は、廃プラスチック類になります。どろどろで、泥状の物は、汚泥、油分を概ね5%以上含むものは、汚泥と廃油の混合物になります。液状の場合、水溶性の場合と溶剤系の場合がありますが、水溶性の場合は、廃プラスチック類と廃酸又は廃アルカリの混合物、溶剤系の場合は、廃プラスチック類と廃油の混合物になります。また、溶剤の引火点が70℃未満の場合は、廃プラスチック類と特別管理産業廃棄物である廃油の混合物に該当します。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコ事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を今年度から実施しております。

協会へのお問い合わせ先：TEL028-612-8016

<主な事業>

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

<その他>

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円（産業資源循環協会の会員・賛助会員は5万円）。
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

○廃棄物処理アドバイザリー事業の実施状況

令和2年度11月末現在で、契約者数は1団体、11社です。具体的には、非会員の一般社団法人栃木県環境美化協会と会員11社と契約を結び、様々な相談等に助言・支援しております。

具体的な支援内容は、社員の廃棄物処理にかかる知識向上や今年度は中止になりましたが、公益社団法人全国産業資源循環連合が実施する廃棄物処理検定受験対策のため、産業廃棄物処理の基礎、産業廃棄物の委託やマニフェスト等について、講義を行っております。今年度は、株式会社ダイセキや渡辺産業株式会社から依頼があり、講習会の講師を派遣しております。

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前号から始まりました当コラムですが、早速メールをいただきました。

ありがとうございます。

<はなちゃんの夫>さん

前回の問題に、ブリーダーから排出される犬猫の糞尿も一般廃棄物なのではないですか？

<BUNさん>

多分、夫さんは、廃棄物処理法を勉強している方ですね。「動物の糞尿が産業廃棄物になるのは畜産農業だけだ。だから、ブリーダーから出る場合は一般廃棄物だろう。」と思われたのだと思います。

でも、解説にも書きましたが「畜産農業」は日本標準産業分類によるもので、小分類畜産農業には「愛がん用動物飼育業」も入っているんです。したがって、ブリーダーから動物の糞尿が出た場合は、産業廃棄物。ちなみに、ペットショップは畜産農業ではなく、販売業に該当しますので、ペットショップから出る動物の糞尿は一般廃棄物ということになるんですね。

さて、前回の宿題に移りましょうか。まずは問題を再掲。

Q、次のうち、産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可が必要なものはどれか。

- (1) 車両を増車するとき。
- (2) 収集運搬業を行っていた者が新たに処分業を行うとき。
- (3) がれき類のみの収集運搬を行っていた者が新たに金属くずの収集運搬を行うとき。
- (4) 本店の所在地を変更したとき。
- (5) 個人で収集運搬業を行っていた者が法人を設立し、収集運搬業を行うとき。

【解説】

産業廃棄物収集運搬業における「事業の範囲」とは、取り扱う産業廃棄物の種類と積替えのための保管を行うかどうかである。なお、事業の範囲の変更が事業の一部廃止である場合は、変更届を提出することとなる。

- (1) 変更届を提出する。(省令第10条の10第1項)
- (2) 産業廃棄物処分業の許可を新規に受けなければならない。
- (3) 産業廃棄物の種類を追加するので事業範囲の変更許可が必要。
- (4) 変更届を提出する。(省令第10条の10第1項)
- (5) 個人と法人は別人格であることから、新規に許可を受けなければならない。なお、商号を変更した場合は、法人格に変更がないことから、変更届を提出することとなる。

正解（3）

どうですか？皆さん正解出来ましたか？人によっては「変更許可」と「変更届」の違いがよくわからないという方もいらっしゃるかもしれませんね。

でも、「変更許可」と「変更届」には大きな違いが二つあるんです。

一つは「タイミング」で変更許可は「やる前」、あらかじめ申請して許可になってからでないとやってはいけません。変更届は「やった後」でいいんです。もう一つの違いは罰則です。変更許可違反は最高刑懲役5年です。変更届違反は最高刑で罰金30万円。懲役刑はありません。

では、もう一問やってみましょうか。

Q、次のうち、産業廃棄物収集運搬業の変更届出が不要な事項はどれか。

- (1) 業の用に供する車両を入れ替えた。
- (2) 業の用に供する車両を増やした。
- (3) 業の用に供する車両を減らした。
- (4) 業の用に供する車両の駐車場が変わった。
- (5) 業の用に供する車両の運転手が変わった。

【解説】

廃棄物の収集運搬業の許可についての変更届は、法第14条の2第3項を受け、省令第10条の10で規定している。

変更届が必要な事項のほとんどは、許可申請のときに届けている事項であるが、そのうち「事業の範囲」に該当する事項の変更については「変更許可」となる。

収集運搬に関しては扱う産業廃棄物の種類の追加と、積替保管行為の「無し」から「有り」に変更するときがこれにあたる。

収集運搬業の申請時には、収集運搬車両は「主たる施設」として、その所有権（所有権がない場合は使用権）を含めて届出を行っている。そのため(1)～(4)の変更があれば届出の対象となる。法人の役員も届出の対象となっているが、従業員は届出の対象ではないことから車両を運転する人物が変更しても届出の対象とはならない。

正解（5）

どうですか？変更許可と変更届の違い、わかつていただけましたか？

では、宿題を出して今日はおしまいとしましょう(^o^)/



宿題Q

産業廃棄物処分業者が次の変更をする場合に変更許可となるものは次のうちどれか。

- (1) 処分する産業廃棄物の種類を追加する。
- (2) 既にガラスくずの破碎を行っていたが、もう一つ同様の破碎施設を追加する。
- (3) 作業時間を延長する。
- (4) 代表取締役を変更する。
- (5) 株主が追加になる。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

○地球温暖化対策法の見直し

2020年11月5日、地球温暖化対策の推進に関する制度検討会の第一回が開かれました。

1988年に制定された地球温暖化対策推進法は、温室効果ガスを大量に排出する事業者に対し排出量を自ら算定し国に報告することを義務付け、国がこれを集計・公表することなどを内容とする法律です。京都議定書の終了、パリ条約締結など、国際的な温暖化対策が変化するなかで、今後この法律をどう見直していくか、注目されるところです。菅総理大臣は、就任時の所信表明演説において、2050年に脱炭素社会（温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする）の実現を目指すことを宣言しました。また、アメリカの新大統領・バイデン氏も、温暖化対策を推進することを公約にしています。自主的取り組みと市場メカニズム、規制などをどうミックスしていくか、難しい課題だと思います。この検討会では、今年の12月には、法改正に関するとりまとめ案を作成する予定となっています。

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和2年11月9日掲載）

○災害廃棄物処理に関する規制緩和

2020年7月16日、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16及び同17の改正により、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物である災害廃棄物を処理することの規制緩和が行われました。

気候変動により、災害廃棄物の増加が懸念されています。災害廃棄物の迅速な処理のために、事前届出により産業廃棄物処理施設を利用することは、既に認められています（法第15条の2の5）。今回の改正は、その範囲をさらに拡大し、廃棄物処理施設の種類、廃棄物の種類にかかわらず、「同様の性状」を有する廃棄物については、事前の届出で産業廃棄物処理施設を有効利用することができるようになりました。

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和2年9月23日掲載）

○建設汚泥処理物等の有価物該当性判断基準（通知）

環境省は、2020年7月20日、建設汚泥処理物等の有価物該当性判断基準に関する通知を発出しました。

本通知の対象は、建設汚泥処理物、再生碎石及びこれらを原材料としたものです。これらの再生品は、搬入時点までは廃棄物として扱われると、自治体の県外廃棄物の搬入規制の対象となる等、再生利用が妨げられる懸念があります。そこで、本通知は、質、量等が適切で、合理的な方法で計画的に利用されることが確実である等の条件を満たせば、製造された時点で有価物として扱うことが適切であるとするものです。再生品の廃棄物該当性については、判例がほとんどありません。特に輸送中の廃棄物該当性については規制改革通知の変遷もしています。廃棄物該当性については、不確定要素が多いですが、循環型社会に適合する運用が必要だと思います。

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和2年7月27日掲載）

令和2年度

2020年12月1日▶2021年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが義務づけられています。



製造業における職長の能力向上
教育カリキュラムが策定されました!

すべての業種で、職長(班長・作業リーダー等)は
現場の安全衛生管理のキーパーソン的存在です。
定期的に知識・ノウハウをブラッシュアップしましょう。



正しい知識で 職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

「新たな生活様式」の下での教育研修の実施、オンライン研修の適切な利用などを通じ、計画的に安全衛生教育を促進・支援することが大切です。

※ 新型コロナウィルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会(中災防)が主唱し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等および全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は2018年度を初年度とする国の第13次労働災害防止計画や、国の「安全衛生教育等推進要綱」(2016年10月12日付け基発1012第1号)の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

高年齢労働者への
安全衛生教育で
重要なことは?

技能講習・特別教育が
必要な業務は?

技能講習や
特別教育はどこで
実施していますか?

フルハーネス型墜落
制止用器具の使用にあたって、
どのような教育を
受けければよいの?

安全衛生教育の
実施状況が確認できる
チェックリストがほしい!

職長の能力向上教育の進め方、
カリキュラムについて知りたい!

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら  安全衛生教育促進運動 で 

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 (中災防本部)

メール jisha-soudan@jisha.or.jp

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構

(順不同)

【行政情報】栃木県環境森林部地球温暖化対策課からのお知らせ

令和2（2020）年11月

**え～ぷらっと
A-PLATを活用しよう！**

気候変動適応情報プラットフォーム
CLIMATE CHANGE ADAPTATION INFORMATION PLATFORM

栃木県気候変動適応センターは、県全体で適応策を推進して気候変動の影響による被害を回避・軽減することを目的に、国と連携を図りながら、地域の情報を収集・分析し、県民のみなさまへの情報発信を進めています。今回は気候変動適応に関する様々な情報を得ることができるポータルサイト（A-PLAT）を紹介します。

A-PLAT 検索 → 気候変動適応情報プラットフォーム ポータルサイト（A-PLAT）

QRコード

～気候変動適応に関する最新の情報やデータを見ることができます～

A-PLATとは、国立環境研究所の気候変動適応センターが運営する「気候変動適応策を進める情報基盤」です。国民、事業者、地方公共団体など、さまざまな主体による適応の取組を支援することを目的に、変化する気候へ適応するために役立つ情報が、わかりやすく発信されています。

気候変動に関する情報

- 気候変動関連動画
- 気候変動適応e-ラーニング
- 気候変動の観測・予測データ
- 適応策データベース
- 研究論文資料データ

さまざまな主体による適応に関する情報

- 国の取組
- 地域の適応
- 事業者の適応
- 個人の適応

セミナーやイベントの情報も充実まる♪

適応の7分野

- 農業・林業・水産業
- 水環境・水資源
- 自然生態系
- 自然災害
- 健康
- 産業・経済活動
- 国民生活・都市生活

このメンバーでがんばってます

栃木県気候変動適応センターがA-PLATで紹介されました！

A-PLATの地方の適応推進に関する取組を紹介するコーナーに、当センターのインタビュー記事が掲載されました。体制や主な取組、担当職員の業務に対する思いが、掲載されています。是非、ご覧ください。

その他、気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>）

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部地球温暖化対策課 ☎028-623-3186】



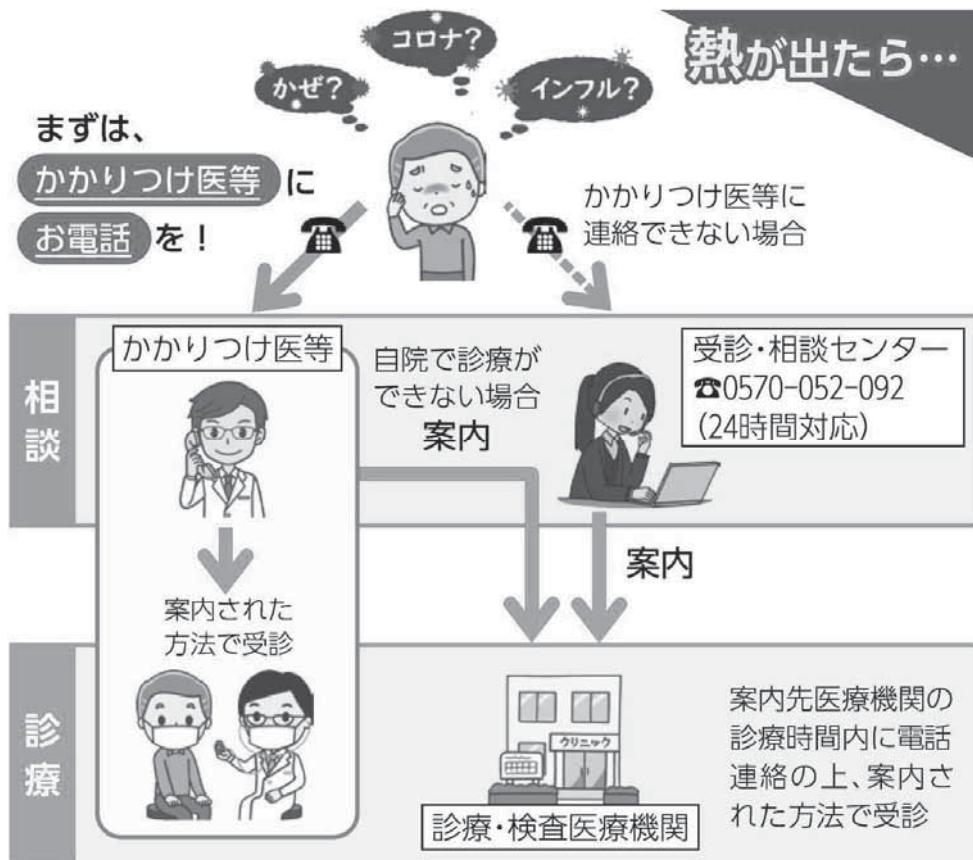
発熱患者等発生時における 栃木県の相談体制

①発熱等の場合、まずはかかりつけ医等最寄りの医療機関に電話相談

②かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡できない場合は、受診・相談センター（コールセンター）に連絡

受診・相談センター 0570-052-092

※検査をするかどうかは医師の判断となります。



《会員の皆様へ》

会社で5人以上の感染が判明したら、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

栃木県

冬の感染防止対策

～7つの基本～

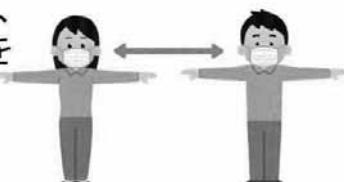
皆さま一人ひとりの感染症対策が大切です！！



1 身体的距離の確保

- ・人との間隔はできるだけ空けましょう。

- ・会話をするときは、できるだけ真正面を避けましょう。



2 マスクの着用・咳エチケット

- ・外出時や屋内でも会話をするときは、症状がなくてもマスクを着けましょう。

- ・咳エチケットを徹底しましょう。



3 手洗い

- ・家に帰ったら、まずは手や顔を洗いましょう。

- ・30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗いましょう。

- ・こまめに手を洗い、手指消毒もしましょう。



4 換気と加湿

- ・こまめに換気しましょう。

- ・風の流れができるよう、2方向の窓を開けましょう。

- ・窓が1つしかない場合は、入り口と窓を開けましょう。

- ・適切な湿度(40%以上を目標)を保つと効果的です。



5 3密の回避



密集回避



密接回避



密閉回避

6 適切な運動や食事

- ・免疫力を高めるため、十分な休養とバランスの取れた食事、適度な運動を心がけましょう。



- ・冬は夏に比べて水分摂取量が減るため、水分摂取を心がけましょう。



7 健康チェック

- ・毎朝、体温測定しましょう。



- ・発熱や風邪の症状があるときは、無理せず、自宅で療養しましょう。



※発熱等がある場合の受診方法

- ①かかりつけ医等最寄りの医療機関に電話してください。
 - ②かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡できない場合は、受診・相談センター(TEL 0570-052-092)に電話してください。
- ※診療・検査医療機関を案内します。
※検査の可否は、医師が判断します。

- ◆日本語以外の相談は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン(TEL 028-678-8282)に電話してください。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
- また、聴覚が鈍昧し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



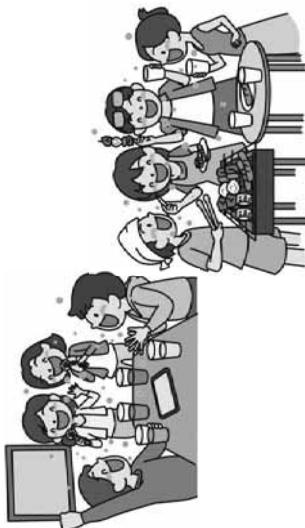
場面② 飲酒を伴う飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



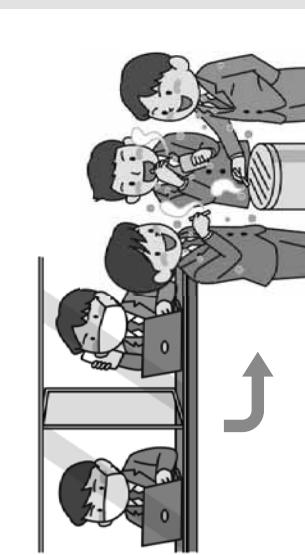
場面④ 狹い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの公用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入つた時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

◆ 個室にしましょう。食事や寝るときも別室としてください。

- ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお薦めします。
- ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。

◆ ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。

トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

◆ 使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。

◆ マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。

◆ マスクを外した後は必ず石鹼で手を洗いましょう。

(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

◆ こまめに石鹼で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

◆定期的に換気してください。共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

◆共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、**薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭き**しましょう。

- ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
- ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。

◆トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。

- ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
- ・感染者の使用したもの分けて洗う必要はありません。

◆洗浄前のものを共用しないようにしてください。

- ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

◆体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。

- ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

◆鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに石鹼で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

**自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましよう。**

**厚生労働省
新型コロナウイルス
接触確認アプリ
(略称: COCOA)**
COVID-19 Contact Confirming Application



*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外ではありません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません

※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します

※記録は14日経過後に無効となります

※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません

※Bluetoothをオフにすると情報を記録しません

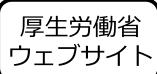
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報通信技術(IT)総合戦略室



まつり・イベント情報(12月)

期日	名称	市町名	場所	問い合わせ	TEL
11月28日(土)～ 12月21日(月)の 土・日・月	名所、旧跡等を巡る 半日観光 バスツアー「松尾芭蕉の足跡を たどる那須野路探訪」	那須塩原市	塩原温泉 板室温泉	(一社)那須塩原市観光 局	0287-46-5326
開催中～ 2021年3月31 日(水)	巻狩鍋フェア～那須野の恵み を巻狩料理で～	那須塩原市	那須塩原市内の参画施設	(一社)那須塩原市観光 局	0287-46-5326
開催中～ 2021年3月31 日(水)	いちごとみるくフェア	那須塩原市	那須塩原市内の参画施設	(一社)那須塩原市観光 局	0287-46-5326
12月14日(月)	三仏煤払供養	日光市	日光山輪王寺本堂(三仏堂) (日光市山内2300)	日光山輪王寺	0288-54-0531
12月15日(火)	冬渡祭	宇都宮市	宇都宮二荒山神社 (宇都宮市馬場通り1-1-1)	宇都宮二荒山神社	028-622-5271
12月冬至の 日	御嶽山冬至星除	鹿沼市	御嶽山神社 (鹿沼市下永野82)	御嶽山神社	0289-84-0320
12月17日(木)	神迎祭	足利市	板倉神社 (足利市板倉町)	(一社)足利市観光協会	0284-43-3000
12月19日(土) ～20日(日)	第24回 ゆず湯風呂キャンペー ン	日光市	鬼怒川・川治旅館協同組合 加盟の企画参加施設による	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
12月20日(日)	御煤払祭	日光市	日光東照宮 (日光市山内2301)	日光東照宮	0288-54-0560
12月20日(日)	益子朝市	益子町	道の駅ましこ 芝生広場 (益子町長堤2271)	道の駅ましこ	0285-72-5530
12月21日(月)	御供加持・もちつき	日光市	日光山輪王寺本堂(三仏堂) 境内(日光市山内2300)	日光山輪王寺	0288-54-0531
12月31日(木)	除夜祭(日光東照宮)	日光市	日光東照宮 (日光市山内2301)	日光東照宮	0288-54-0560
12月31日(木)	除夜祭(日光二荒山神社)	日光市	日光二荒山神社 (日光市山内2307)	日光二荒山神社	0288-54-0540
12月31日(木)	除夜の鐘(日光山輪王寺)	日光市	日光山輪王寺境内・鐘楼 (日光市山内2300)	日光山輪王寺	0288-54-0531
12月31日(木)	悪口祭り	足利市	大岩山毘沙門天 (大岩山多聞院最勝寺) (足利市大岩町570)	大岩山毘沙門天 (大岩山多聞院最勝寺)	0284-21-8885

≪イルミネーション・ライトアップ≫

開催中～ 2021年2月7 日(日)	光の花の庭 フラワーファンタ ジー2020 あしかがフラワー パーク	足利市	あしかがフラワーパーク (足利市迫間町607)	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
開催中～ 2021年2月17 日(水)	佐野プレミアム・アウトレット 「ウィンターイルミネーション」	佐野市	佐野プレミアム・アウトレット (佐野市越名町2058)	佐野プレミアム・アウ トレット	0283-20-5800
開催中～ 2021年2月28 日(日)	ライトアップ＆イルミネーション in 東武ワールドスクウェア	日光市	東武ワールドスクウェア (日光市鬼怒川温泉大原209-1)	東武ワールドスクウェア	0288-77-1055
開催中～ 2021年3月2 日(火)	道の駅どまんなかたぬま ガーデンイルミネーション	佐野市	道の駅どまんなかたぬま (佐野市吉水町366-2)	道の駅どまんなかたぬ ま	0283-61-0077
開催中～ 2021年1月17 日(日)	うつのみやイルミネーション 2020	宇都宮市	オリオンスクエア(オーピニン グイベント会場)・オリオン通 り・釜川ふれあい広場 他	宇都宮まちづくり推進機 構	028-632-8215
開催中～ 2021年2月末	まちの駅 新・鹿沼宿 イルミネーション	鹿沼市	まちの駅 新・鹿沼宿 (鹿沼市仲町1604-1)	(一社)鹿沼市観光協会 (まちの駅 新・鹿沼宿内)	0289-60-2507
開催中～ 2021年3月5 日(金)	第17回わたらせ渓谷鐵道各駅 イルミネーション	日光市	わたらせ渓谷鐵道 桐生～間藤間の全17駅	わたらせ渓谷鐵道	0277-73-2110

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

【青年部活動】

環境学習出前授業に参加しました

今年度5回目の環境学習出前授業が、12月3日(木)、佐野市の吉水小学校において開催され、山本副部長、村上部員、関野部員が参加しました。

今回も子どもたちに環境に優しい循環型社会の形成について学んでいただくため、パッカー車(ごみ収集車)の仕組みやごみ収集の仕事などについて、実物を見ながら説明したほか、パッカー車の操作体験を行いました。



【説明風景】

-組織強化の推進について-

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。

協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところであります。令和2年12月10日現在、正会員196社・賛助会員24社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

-年末年始休業のお知らせ-

協会は12月29日(火)～1月3日(日)まで年末年始の休みとさせていただきます。

ご迷惑ご不便をおかけいたしますが、何卒よろしくお願いします。

事務局だより



☆11月12日(木)

青年部関東ブロック移動幹事会が、(一社)山梨県産業資源循環協会において開催され、山本副部長が出席しました。

☆11月25日(水)

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤常務理事が出席し、次回理事会の議題等について協議しました。

☆12月9日(水)

青年部関東ブロック移動幹事会が、Web会議において開催され、五月女部長、山本副部長が出席しました。



今年を振り返ってみると、昨年12月に中国の武漢で出現したコロナウイルスが、世界中に広がり、日本でも第3波がやってきました。アメリカでは大統領選挙があり、トランプ大統領からバイデンさんにバトンタッチされそうです。日本でも安倍総理から菅さんにバトンタッチされ、絶妙のタイミングだなと感じました。

そんな中、当協会の1年はどうだったか。理事会などはコロナ対策を実施しながら予定通り開催し、5月の総会も人事案件があることから、理事の出席による通常開催となりました。コロナの感染状況を鑑みて、反社会的勢力排除のための研修会と産業廃棄物処理業における実務者研修会は開催し、労働安全衛生に関する研修会とトップセミナーは中止としました。この会報では、観光情報、青年部の活動状況や大家さんである県立美術館のイベント情報を掲載し、「こんな時どうするの?」の新コーナーを設けました。また、先月号からは実務者研修会でおなじみのBUNさんからの問題形式のほか、今月号からは、佐藤泉先生のコラムを掲載することとしました。来年は、どんな記事が掲載できるか楽しみです。

再生紙を使用しています